

目次

シンガポール国際調停センター 調停規則		
第 1 条	規則の適用	2
第 2 条	調停手続の開始	2
第 3 条	調停合意	3
第 4 条	調停人の選任	4
第 5 条	料金と費用	6
第 6 条	調停の実施	7
第 7 条	調停手続の終了	9
第 8 条	和解合意	10
第 9 条	守秘義務	11
第 10 条	一般条項	12
別表 A	SIMC 申立書書式	13
別表 B	料金に関する付属規程	22
別表 C	和解合意の書式	23
SIAC-SIMC Arb-Med-Arb 議定書		24
モデル条項		29
支払に関する情報		31

シンガポール国際調停センター 調停規則

1 規則の適用

- 1.1 本調停規則(「本規則」)は、シンガポール国際調停センター(「SIMC」)に管理されるすべての調停に適用される。ただし、シンガポール国際仲裁センター(「SIAC」)と SIMC との間の Arb-Med-Arb 議定書(「AMA 議定書」)に基づき調停が管理される場合、本規則は AMA 議定書の条項に合わせて必要な修正が行われる。
- 1.2 当事者は、調停人とセンターとの間の合意を条件として、本規則の各条項についていつでも合意により変更することができる。

2 調停手続の開始

- 2.1 本規則に従って調停手続を開始する当事者は、別表 A に定める調停申立書の書面とともに、別表 B に定める申立手数料を提出するものとする。
- 2.2 申立書の写しは調停手続の他の全ての当事者に送付するものとする。

3 調停合意¹

- 3.1 申立書が SIMC での調停への合意に基づいて行われる場合には、その合意を示す証拠を申立書に添付するものとする。
- 3.2 申立書が SIMC での調停合意に基づいて行われる場合には、SIMC は書面で申立書の受領を確認する。SIMC が申立書の受領を確認した日は、申立書の提出日および調停手続の開始日とみなされる。
- 3.3 申立書が SIMC での調停への合意に基づかずに行われる場合には、SIMC は調停の提案について遅滞なく当事者に連絡をとり、当事者が当該提案を検討するための補助を行う。調停合意に達した旨の書面による確認通知を SIMC が当事者に送付した日に、調停手続は開始したものとみなされる。
- 3.4 SIMC での調停への合意の存在に疑義がある場合には、SIMC は当事者に対して追加の情報を求めることができ、またはその他の適切と思料される措置を講じることができる。

¹ AMA 議定書に従って管理される事件については、第 3 条 1 項から 5 項の規定が AMA 議定書により変更される。

4 調停人の選任

- 4.1 当事者は調停手続を実施する調停人を共同で指名し、SIMC による確認を求めることができる。調停人の指名は、SIMC の調停人パネルまたはその他のパネルから行うことができる。
- 4.2 当事者が、調停手続の開始日から 10 日以内に指名される調停人について合意することができない場合には、SIMC は SIMC の調停人パネルから調停人を選任するものとする。SIMC のパネルに適切な調停人がいない場合には、SIMC は提携機関のパネルから調停人を選任することができる。
- 4.3 SIMC は、調停人の確認または選任に際して、国籍、言語、技能、資格、専門分野、経験、調停人候補者の可用性含め、またこれに限られず調停人候補者の特性を考慮するものとする。
- 4.4 本規則の定めに従い、当事者は 1 名を超える調停人を指名することができ、または 1 名を超える調停人の選任を SIMC に求めることができる。適切である場合には、SIMC は当事者に対し、1 名を超える調停人の選任を提案することができる。その場合、本規則における「調停人」との表記は、「調停人ら」を意味するものとみなす。

- 4.5 確認または選任の前に、調停人候補者は受諾、可用性、不偏性、独立性に関して書面で表明するものとする。さらに調停人候補者は、不偏性または独立性について合理的に疑義が生じうる、実際または可能性のある利益相反について当事者に速やかに開示するものとする。
- 4.6 当事者は、開示された実際のまたは可能性のある利益相反に基づき、調停人の選任に異議を申し立てることができ、またはその利益相反について放棄することができる。
- 4.7 調停人の選任について当事者が正当な異議を有する場合には、その当事者は SIMC および他の全ての当事者にできる限り速やかに書面で通知するものとし、SIMC は異議の通知受領から 5 営業日以内に新たな調停人を選任することができる。
- 4.8 調停の過程で利益相反が発生した場合、または調停人または一方当事者により提起された特別事情がある場合には、SIMC は調停人を交代させることができる。

5 料金と費用²

- 5.1 申立書を提出する当事者は、別表 Bに定める返還不能の申立手数料を支払うものとする。
- 5.2 調停手続の開始後、SIMC は、別表 B に定める SIMC の事務管理手数料、調停人の報酬、ならびに SIMC および調停人のその他費用に充当するため、1 回または複数回の調停予納金の支払いを全当事者に対して求めるものとする。
- 5.3 請求された調停予納金のいずれかの支払いがなされない場合には、SIMC は調停手続を停止または終了することができる。
- 5.4 調停手続の終了後に、SIMC は、調停の費用の合計額を確定し、過払額の返金または、本規則上必要な残額の当事者への請求を行うものとする。
- 5.5 請求されたすべての調停予納金および SIMC により確定された費用は、当事者が別段の合意をした場合を除き、当事者間で等分に負担されるものとする。

² AMA 議定書に従って管理される事件については、第 5 条 1 項と 2 項の規定が AMA 議定書により変更される。

- 5.6 いずれの当事者も、他方当事者がその負担分の支払を怠った場合には、未払の調停予納金または費用の残額を支払うことができる。
- 5.7 当事者に別段の合意がない限り、各当事者に生じたその他の費用はその当事者の責任とする。

6 調停の実施

- 6.1 SIMC は、当事者との協議により、調停の開催場所を決定し、調停における完全な解決に至ることを促進するために以下の事項に関与することができる。
- a. 適切な調停人の選任
 - b. 当事者が調停合意を締結する援助
 - c. 関連する情報や書類のやりとりの管理
 - d. 調停実施ための適切な場所および日程の調整
 - e. 事務的、物理的な支援の提供
 - f. 事件管理サービスの提供
- 6.2 当事者は、合意により、調停で用いられるべき言語を決定することができ、SIMC が指定する期間内に当事者の合意内容を SIMC に連絡するものとする。当事者間の合意がない場合には、SIMC は、調停人との協議により、調停の言語を決定する。

- 6.3 当事者は、SIMC が指定する期間内に、調停に出席する当事者の代表者およびアドバイザーの氏名を SIMC に連絡するものとする。
- 6.4 予定された調停期日の少なくとも 10 日または調停人が指定する一定期間前に、当事者はその立場についての陳述と関連書類を SIMC に提出し、当事者間で交換するものとする。
- 6.5 適切な場合には、SIMC は調停の実施方法および手続(関連する予定の策定含む)について協議するために調停前会議の実施を調整することができる。疑義を避けるため、調停前会議は対面、電話会議またはその他の電子的手段を用いて開催することができる。
- 6.6 調停の実施の方法や手続を決定するにあたり、調停人は当事者の希望を十分に尊重し、公平かつ不偏であるものとする。
- 6.7 調停人は、調停の前、調停中、および予定される調停中に完全な解決に至ることを促進するための調停後の一定期間、当事者と口頭で、書面で、対面で、電子的にまたはその他の方法で連絡を取ることができ、またその連絡は共同でまたは個別に行うことができる。

- 6.8 調停人は、当事者の同意を得て、技術的な問題について専門家意見や補助を得ることができ、当事者はこれに関して生じた費用を負担するものとする。
- 6.9 全当事者は調停の準備のために、また調停に参加している間、誠実に行動するものとする。

7 調停手続の終了

- 7.1 本規則に従って開始した調停手続は、以下の事由により終了するものとする。
- a. 当事者が書面による和解合意に署名したこと
 - b. 以下の状況がもっとも早期に発生した後に、SIMCにより終了を確認する書面が出されたこと
 - i. いずれかの当事者が、SIMC、調停人およびその他の当事者に、取下げを書面で通知する場合
 - ii. 調停人が、SIMC および当事者に、調停手続が終了されるべきであると書面で通知する場合
 - iii. SIMC が、当事者に、調停の期間制限(延長を含む)がすでに満了したことを書面で通知する場合

- iv. SIMC が、当事者に、支払期日後 14 日を超えて本規則に基づく1以上の当事者による支払が行われていないことを書面で通知する場合

8 和解合意

- 8.1 調停の過程において合意されたいかなる和解合意は、書面により作成され、当事者によりまたは当事者のために署名されるものとする。
- 8.2 疑義を避けるため、和解合意は電子通信の形式で作成され、電子署名により署名されることができる。
- 8.3 和解合意に達した場合には、調停人は合意について SIMC に直ちに通知し、SIMC にその合意の写しを提供するものとする。
- 8.4 和解合意は、別表 Cに定める書式で実体的に記録することができる。

9 守秘義務

- 9.1 当事者間のあらゆる合意、2017 年シンガポール調停法およびその他の適用法に従い、
 - a. 調停は私的かつ秘密であるものとする。

- b. 当事者間のいかなる和解合意は、その実施や執行の目的上必要な場合を除き、開示されないものとする。
- 9.2 適用法により要求される場合を除き、開示された情報及び和解の提案に関連して示された考えを含む、調停で行われたやり取りについて、調停人はいかなる司法手続、仲裁、または同種の手続で用いることはできないものとする。
- 9.3 適用法により要求されない限り、または全当事者と調停人が書面で別段の合意をしない限り、調停人は、本規則に基づく調停のいかなる側面についても、司法、仲裁または同種の手続において証言をしてはならないものとする。
- 9.4 当事者、代表者、アドバイザーおよび調停人以外の者は、当事者および調停人の許可を得た場合を除き、調停に参加することはできない。
- 9.5 和解合意の記録に必要な場合を除き、調停の速記録、または正式な記録はないものとする。

10 一般規定

- 10.1 調停人、SIMC およびその従業員は、詐欺または故意の違法行為がない限り、調停に関連する行為または不作為について何人に対しても責任を負わないものとする。

別表 A - SIMC 申立書書式

申立当事者の連絡先
個人名または権限のある代表者名
(もしあれば)会社・団体名
連絡先番号
郵便宛先
メールアドレス
ファックス番号
(もしあれば)参照番号

申立人の代理人の連絡先
法律事務所名
担当する代理人名
連絡先番号
郵送宛先
メールアドレス
ファックス番号
(もしあれば)参照番号
相手方当事者の連絡先
個人名または権限のある代表者名
(もしあれば)会社・団体名

連絡先番号
郵便宛先
メールアドレス
ファックス番号
(もしあれば)参照番号
相手方当事者の代理人の連絡先
法律事務所名
担当する代理人名
連絡先番号
郵便宛先

係争金額

シンガポールドルでの請求額

シンガポールドルでの反対請求額

紛争の性質

下記の分野から当てはまるものを全てお選びください(複数回答)。

- 代理
- 航空・空港
- 銀行/金融
- 会社/株主
- 名誉毀損
- 雇用
- 家事/遺言
- 情報技術/通信
- インフラストラクチャー/建設/工学
- 保険
- 知的財産権/商標/著作権
- 投資
- ジョイントベンチャー/パートナーシップ
- 鉱業
- 石油ガス
- 人身傷害

- 専門職の過誤
 - 不動産
 - 物品・サービスの販売・供給/所有権
 - スポーツ・エンターテインメント
 - 海事
 - 賃貸借
 - 不法行為
 - 信託
-
- その他

こちらに紛争の内容について簡潔に記入してください。

調停合意

当事者は、SIMC での調停に紛争を付託することに合意し、調停合意の証拠が本書式に添付されている。

当事者は、SIMC での調停に紛争を付託することに合意しているが、調停合意の証拠は有していない。

当事者は SIMC での調停に紛争を付託することを合意していない。

調停の期間と調停の予定の確保
調停のおよその期間 _____ 日間
調停のために合意/予定された日程 まだ日付が合意されていない場合には、予定を調整するために予定が空いている日付を記入してください。
調停人

当事者は SIMC の確認のため、共同で _____ を調停人として指名することに合意した。

当事者は、調停者を共同で指名することを希望するが、まだ合意に達していない。調停手続の開始日から ___ 日以内に両当事者が共同で指名がなされていない場合、SIMC はその時点で調停者を選任するものと同意する。当事者は、SIMC が ___ 名の調停人を選任することを希望する。

調停人の好ましい特性(もしあれば)

(例: 国籍、職業、言語、業界、調停スタイル)

調停の実施

言語

当事者は、_____ を調停の言語として合意した。

当事者は調停の言語を合意していないが、
_____ を調停の言語とする提案がなされている。

場所

当事者は_____ を調停の場所として合意した。

当事者は調停の場所を合意していないが、
_____ を調停の場所とする提案がなされている。

支払方法

電信送金

小切手

合意と宣言

私は本書式で私が記載した情報が私の知る限りで真実であると宣言する。

申立人の名前と署名

日付

別表 B

料金に関する付属規程

手数料 (当事者あたり)	
申立手数料	SGD 1,000
調停人の選定と選任	SGD 1,000 (調停人 1 人あたり)
調停の場所および軽食の予約・手配	SGD 1,000
調停前の案件管理	SGD 2,000
調停実施日の案件管理 (1 日午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで)	SGD 1,000
超過時間の事案管理手数料 (午後 6 時以降、週末と法定休日)	1 時間ごと SGD 500

調停人の報酬
調停人により請求されるレートによる

別表 C

和解合意の書式

ケース番号:

当事者 A の名前/弁護士:

当事者 B の名前/弁護士:

調停人の名前:

調停のサービス提供者:

合意日:

和解内容:

合意によって、そして「」の請求の完全かつ終局的に和解するため:

[[]は[]に従って支払うものとする]*
[支払期日、利息の発生日を特定するため]

[和解のその他の内容]*

*必要であれば削除/変更することができる

当事者 A の署名:

当事者 B の署名:

SIAC-SIMC ARB-MED-ARB 議定書 （“AMA 議定書”）

1. 本 AMA 議定書は、シンガポール Arb-Med-Arb 条項又はその他の類似の条項（「AMA 条項」）の下でシンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）に付託されたすべての紛争、及び／又は本 AMA 議定書の下で当事者が紛争解決のため付託することに合意したすべての紛争に適用される。本 AMA 議定書の下では、当事者は、シンガポール国際調停センター（「SIMC」）での調停過程において和解された紛争はいかなるものでも当事者間の仲裁合意の対象に含まれるものとするに合意する。
2. AMA 条項の下で仲裁を開始することを希望する当事者は、当該仲裁手続きに適用されるべき仲裁規則（「本仲裁規則」）に従った仲裁通知を SIAC の書記官に提出するものとする。本仲裁規則とは、(i) SIAC 仲裁規則（適宜改正の可能性がある）又は(ii) 当事者間において SIAC が仲裁を管理することに同意した場合の UNCITRAL 仲裁規則（適宜改正の可能性のある）のいずれかとする。
3. SIAC の書記官は、AMA 条項に従って申立てられた仲裁の開始から4営業日以内、又は、当事者が紛争を本 AMA 議定書の下で調停に付託することに合意してから4営業日以内に、SIMC に仲裁の開始を通知する。SIAC は仲裁通知の写しを SIMC に送付する。

4. 仲裁廷は、本仲裁規則及び／又は当事者の仲裁合意に従って、SIACにより構成されるものとする。

5. 仲裁廷は、仲裁通知と仲裁通知に対する答弁を交換した後に、仲裁を停止し、事件が SIMC における調停に付託されることを SIAC の書記官に通知するものとする。SIAC の書記官は、当事者が提出した全ての書類を収めた事件記録を SIMC における調停のため SIMC に送付する。SIMC による事件記録の受領後、SIMC は SIAC の書記官に SIMC 調停規則に従い SIMC における調停の開始（「調停開始日」）を通知する。仲裁における全ての後続の手続きは、SIMC における調停の結果が出されるまで留保されるものとする。

6. SIMC の支援の下に実施される調停は、SIAC の書記官が SIMC と協議の上で期限を延長しない限り、調停開始日から8週間以内に完了するものとする。仲裁手続きにおける期間の算定については、期間は、調停開始日に進行を停止し、SIAC の書記官が仲裁廷に調停手続きの終了を通知した時に進行を再開する。

7. 8週間の期間が終了した時（SIAC の書記官が期間を延長しない限り）、又は8週間の期間の満了前に、部分的に又は全体的に調停による解決ができない場合には、SIMC は SIAC の書記官に調停の結果（該当する場合）を迅速に通知するものとする。

8. 部分的に又は全体的に調停による解決ができなかった場合には、SIAC の書記官は、仲裁廷に仲裁手続きを再開する旨通知する。書記官が仲裁廷に通知した日に、当該紛争又は当該紛争の残余部分(該当する場合)の仲裁手続きが本仲裁規則に従って再開するものとする。

9. 調停による解決に至った場合には、SIMC は SIAC の書記官に対し和解成立の旨を通知するものとする。当事者が仲裁廷に対し同意に基づく仲裁判断の形式で和解を記録することを求める場合、当事者又は SIAC の書記官は、和解合意を仲裁廷に付託し、仲裁廷は当事者により合意された条件で同意に基づく仲裁判断を下すことができる。

費用に関して

10. 本 AMA 議定書に基づく全ての申立てについて、当事者は、SIAC に対し SIMC 調停規則の別表 B に規定された払戻不可の申立手数料を支払うものとする。

11. 事案が AMA 条項に従って開始された場合及び当事者が仲裁手続き開始の前に本 AMA 議定書に基づいて紛争を解決することに合意した場合、この申立手数料は仲裁通知の提出の際に SIAC に支払われるものとする。それ以外の場合には、調停部分に関する未払い申立手数料は、SIMC における調停に付託される際に SIAC に支払われるものとする。

12. 当事者は、請求に基づき、SIAC に対し、SIAC 及び SIMC の各手数料(「保証金」と総称する)の料金表に従って、見込まれる仲裁費用の予納金(「仲裁予納金」)及び調停のための事務管理費用(「調停予納金」)を支払うものとする。保証金の額は、SIMC との協議の上 SIAC の書記官により決定される。

13. 事案が AMA 条項に従って開始された場合及び当事者が仲裁手続き開始の前に本 AMA 議定書に基づいて紛争を解決することに合意した場合、調停予納金は、SIAC が請求する仲裁予納金とともに支払われるものとする。それ以外の場合には、調停予納金は、SIMC における調停に付託される際に支払われるものとする。

14. 本仲裁規則に影響されることなく、いずれの当事者も、他方当事者がその負担分の支払を怠った場合には、他方当事者の保証金を支払うことができる。SIAC の書記官は、保証金が全体的に又は部分的に未払いとなっている場合には SIMC に通知するものとする。

15. SIAC は、別途当事者に断ることなく、SIAC の保持する保証金又は仲裁予納金から SIMC に対する調停予納金の支払をする権限を有する。

モデル条項

シンガポール Arb-Med-Arb 条項

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際仲裁センター仲裁規則（「SIAC 規則」）に従って、シンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）により管理される仲裁に付託され、最終的に解決されるものとし、当該規則は本条で言及することにより本契約に組み込まれたものとみなす。

仲裁地は、[シンガポール]³とする。

仲裁廷は_____⁴名の仲裁人で構成される。

仲裁の言語は_____とする。

さらに、両当事者は、仲裁が開始された後、その時点で効力を有する SIAC-SIMC Arb-Med-Arb 議定書に従って、シンガ

3 当事者は、両者が選択する仲裁地を特定すべきです。当事者がシンガポール以外の仲裁地を選択することを希望する場合は、[シンガポール] という部分を希望の国及び都市名に差し替えてください。（例：[都市名、国名]）

4 奇数を記載してください。1 又は 3 となります。

ポール国際調停センター(「SIMC」)における調停を通じて、誠実に、紛争解決を試みることに合意する。調停の過程において到達した合意はいかなるものでも、SIAC の選任した仲裁廷に付託され、合意された条件で、同意された判断を構成できるものとする。

SIMC 調停条項

紛争が発生する前

その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際調停センター調停規則に従って、シンガポールで調停に付託されるものとする。

紛争が発生した後

その他の手続が開始されているかどうかに関わらず、その存在、有効性又は終了に関するあらゆる争点も含め、本契約から生じる、又は、本契約に関連する全ての紛争は、その時点で効力を有するシンガポール国際調停センター調停規則に従って、シンガポールで調停に付託されるものとする。

支払に関する情報

小切手の場合

支払は、Singapore International Mediation Centre 宛にシンガポール国内で振り出された小切手により行われ、以下宛に送付する。

Singapore International Mediation Centre
32 Maxwell Road #02-07
Singapore 069115
Attn: Accounts Department

銀行振込の場合

支払は、SIMC の銀行口座宛に銀行振込により行うこともできる。銀行手数料は、支払者が負担するものとする。SIMC の銀行口座の詳細については、下記の通りである。

送金先名: Singapore International Mediation Centre
口座番号: 003-925159-9
支店名: DBS MBFC Branch
銀行名: DBS Bank Ltd
銀行住所: 12 Marina Boulevard DBS Asia Central @
MBFC Tower 3 Singapore 018982
スイフト・コード: DBSSSGSG

送金の確認に係る便宜のため、当事者は当事者の名前とケース番号を、送金情報として含めることを要求される。預託

金の調査に資するため、当事者は送金後速やかに送金記録の写しを送付する。

Translated from the English to Japanese by Ms Hikari Saito, LLM student, Kobe University, and Mr Shin Tada, Attorney-at-Law, Oh-Ebashi LPC & Partners. Special thanks to Professor James Claxton, Kobe University.